

指定管理者の管理運営に対する評価シート

所管局・部・課	産業経済局農林水産部水産課
評価対象期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

1 指定概要

指定管理施設	名 称	釣り台付き遊歩道（脇田海釣り桟橋）	施設類型	目的・機能
			I	②
	所 在 地	北九州市若松区大字安屋地先		
	設置目的	北九州市では都市住民と漁村住民のふれあい、漁村環境の向上、生産性の高い漁業の実現を目標に響灘に面する5つの漁港（岩屋、脇田、脇之浦、藍島、馬島）について、マリノーション事業（マリン＝海、イノベーション＝改革とを合わせた造語）を実施し、漁港に求められる基本的な機能整備（防波堤の整備等）をはじめ、釣り、海水浴場などの自然とふれあい、楽しめる施設の整備を進めている。 「脇田海釣り桟橋」は、地元で活躍している漁業者と釣り人が、お互いにルールやマナーを守りながら安全で快適な漁業活動や釣りを行うために整備したもの。		
利用料金制の状況		非利用料金制 ・ <u>一部利用料金制</u> ・ 完全利用料金制		
指定管理者	名 称	ひびき灘漁業協同組合		
	所 在 地	北九州市若松区大字安屋1742番地		
指定管理業務の内容		（1）施設の維持管理業務に関すること （2）安全管理に関するもの （3）その他管理運営に関するもの		
指定期間		令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日		

【参考：評価レベル】

評価 レベル	乗 率		評価レベルの考え方
5	100%	良 い	要求水準・目標・計画を大幅に上回り、特に優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	要求水準・目標・計画を上回り、優れた管理運営がなされている

3	60%	普通	要求水準・目標・計画を満たしており、適正に管理運営がなされている
2	40%		要求水準・目標・計画を下回る管理運営がなされている
1	20%		要求水準・目標・計画を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

2 評価結果

評価項目	指定管理者 の自己評価	市（所管局） の評価	市（所管局）の評価理由 ※指定管理者の自己評価との 相違理由 など	配点	得点 (評価結果)
	(評価レベル：0～5)			(100点満点)	
1 施設の設置目的の達成（有効性の向上）に関する取組み				50	30
(1) 施設の設置目的の達成	3	3	海の環境変化に起因する釣果不良の影響を受けながらも設置目的を達成するため、積極的なイベントの開催や釣果情報の発信先拡大等に取り組んでいる。	35	21
(2) 利用者の満足度	4	3	アンケートのオンライン化などの改善は見られるものの、回答率が来場者全体の0.2%に留まっており、結果の信頼性を確保するには至っていない。	15	9
2 効率性の向上等に関する取組み				30	24
(1) 経費の低減等	4	4	海や船舶に関するノウハウを持つ漁業協同組合の強みを活かし、経費の削減に努めている。	20	16
(2) 収入の増加	4	4	イベントや釣果の発信先の拡大等により、前年度の入場者数を上回り、収入が増加した。	10	8
3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み				20	12
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）の実施状況	3	3	人員配置を見直し、少ない人員で効率よく業務遂行できるようにしている。	10	6
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制 など	3	3	利用者の安全確保に向けた職場ミーティングを定期的を開催するなど、安全管理の徹底を図り、開業以来無事故を継続している。	10	6
【参考：総合評価ランク】 A：優れていると認められる (80点以上)				合計	66

B：やや優れていると認められる（70点以上80点未満）
 C：適正であると認められる（60点以上70点未満）
 D：努力が必要であると認められる（50点以上60点未満）
 E：かなりの努力が必要であると認められる（50点未満）

総合評価ランク
(A～E)

C

【総合評価】 ※指定管理者の特筆すべき功績及び努力を求める点等を踏まえ、総括的に記入してください。

漁業協同組合としての特性を活かし、漁業者と市民の交流の場を創出している点は高く評価できる。地球温暖化に伴う海水温上昇等の影響で釣果が芳しくない中、新規イベントの開催や情報発信先の新規開拓、定期利用団体へのきめ細やかな対応により施設利用を促進し、5年ぶりに有料入場者1万人超を達成した。その結果、利用料金収入も前年度比約114%と伸長した。

利用者アンケートについては、インターネット回答の導入により回収数を前年度比400%へと大幅に増加させた努力は認めるが、回収率は全利用者の0.2%に留まっている。顧客満足度をより正確に把握し運営に反映させるため、回収率のさらなる向上に向けた取組を求めたい。

【北九州市指定管理の評価に関する検討会議における意見】 ※所管局では記入しないでください。

<参考> 現指定期間中の評価結果

区 分	R7 年度 (1年目)	R8 年度 (2年目)	R9 年度 (3年目)	R10 年度 (4年目)	R11 年度 (5年目)	平 均
評価結果 (合計得点)	66	—	—	—	—	

※高評価のインセンティブ（更新制）について

- ▶1～3年目の平均点が75点以上の指定管理者（指定期間5年間の事業者に限る）について、1期に限り指定の更新（+5年間）を認めるもの。

※低評価のペナルティ（次期選定時の減点）について

- ▶最終年度を除く全指定期間中の平均点が59点以下の指定管理者について、同指定管理施設の次期選定時の審査において減点（総合得点から10点または15点をマイナス）するもの。